

2024年4月4日

医療法人社団サカイクリニック 62
理事長 坂井 万里 様

特定非営利法人・適格消費者団体
消費者機構日本 代表理事 佐々木 幸孝



質問書

私ども消費者機構日本（以下、当機構といいます）は、消費者契約・景品表示法・特定商取引法に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けています。詳しくは同封のパンフレット等¹をご覧ください。

先般、当機構に貴院が施行または販売しておられる治療法・商品等の幾つかについて、当機構に対し情報が寄せられました。

それらに関する当機構における検討の結果、貴院による上記のとおりの各種治療法の施行並びに各種商品等販売については、当機構の任務とする消費者利益の確保という観点からは、後記のとおり確認を必要とする様々な法的疑問点が認められるとの結論に至り、下記のとおり幾つかの質問をさせて頂くこととなりました。

ご多忙のところ恐縮ですが、上記各治療法・商品等に関する下記質問事項に対し、2024年5月20日（月）までに書面にてご回答をいただきますようお願い申し上げます。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。）

なお、当書面の作成あたりましては、2024年3月21日現在の貴院の下記サイトURL4箇所を参照しておりますが、これら以外に貴院管理下にあるサイト（SNSサイト・アフィリエイト広告・広告記事・動画サイト・バナー、それらからの誘導先等を含む。）が存在する場合には、それらの内容も含んだ御回答もお願いします（以下まとめて「貴院サイト」と謂います）。

- ① <https://www.sakai-clinic62.jp/>
- ② <https://www.instagram.com/sakaiclinic62/> ※インスタグラムサイト
- ③ <https://www.youtube.com/@62-pj1py> ※YouTubeサイト
- ④ https://twitter.com/sakai_clinic62?ref_src=twsrct%5Etfw ※X（旧Twitter）サイト

¹ 消費者庁サイト上の説明として

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization 参照。

当機構サイトは、<https://www.coj.gr.jp/> 参照。

記

第1 はじめに

1 本質問書の目的について

- (1) 当機構は、消費者契約法その他の法令に基づき、消費者全体の利益を代表して不当約款・不当表示・不当勧誘等の差止請求の権限を認められている団体であり、消費者問題に携わる弁護士・消費生活相談員・研究者等によって構成され、事業者によるこれら行為が消費者利益を害する可能性が懸念されると状況である場合には、これらの差止を訴訟外または訴訟上請求することを公的使命としています。
- (2) つきましては、本事案が当機構において上記差止請求権を行使する必要のある案件であるか否か、事実確認のために質問させて頂く次第です。
- (3) 上記のとおり、本件調査の端緒は特定消費者等からの情報提供ですが、当機構の調査・検討としましては、別途、独自の情報と観点から行いました。具体的には、貴院サイト上の治療法並びに商品販売に係る表示広告の内容を拝見させて頂き、その適法性・妥当性について検討しています。

また、坂井理事長御自身のインタビュー記事（広告記事）、「ナールス美容医療アカデミー 最先端の美容医療に取り組むサカイクリニック 62 理事長坂井万里先生」（※下記 URL）等も広告内容を検討するための参考として拝見しております。

<https://aestheticmedicine.nahls.co.jp/interview/mari-sakai/>

- (4) 検討の結果、貴院サイトの広告上、当機構において適法性・妥当性に疑問があり、消費者に誤解を与えて合理的判断を誤らせる懸念があると考えられた項目は、①各種「幹細胞注射」（臍帯幹細胞注射・脂肪幹細胞注射・歯肉幹細胞注射）並びに「細胞治療」（自己脂肪由来幹細胞治療・自己織維芽細胞治療）、②「マクロファージ活性化注射」、③「マクロファージ活性化化粧品・クリーム・サプリメント」、④「テロメア注射・点滴」、⑤「腸内フローラ移植」、⑥「エクソソーム点滴」、⑦「マイクロウェーブ温熱器」、⑧「高濃度水素吸入」、⑨「自己血サイトカインリッチ血清療法（炎症免疫療法）」という9項目に係る広告です。
- (5) 但し、現時点において、これら全てが直ちに違法な広告表示であると断定するものではありません。何分、当機構側も医療問題については素人でございますので、当方の指摘する疑問点が、専門的医学的知見の不足や誤解によるものとお考えの場合には、その旨、合理的根拠資料（客観的医学的エビデンス、統計資料、その他の公的資料等）をお示しの上で、素人にも解るように具体的に御説明頂ければと存じます。

2 貴院における治療・商品販売に係る中心的な疑問点（問題意識）

- (1) 上記9項目の治療法乃至商品販売に係る広告表示（以下、まとめて「本件広告」と言います。）の中で、当機構が特に効能と安全性の観点から重大として着目している治療法乃至商品の広告は、①いわゆる再生医療（幹細胞を用いる細胞治療とそれ以外の細胞加工製品を含む広義のものを含

む。) に関する施術と商品、②がん治療を始めとするその他の重大疾患の治療法・治療薬・サプリメントとして施行・販売されているものに関する広告の内容です。

- (2) これら治療法・商品の適法性・妥当性に関し、直接的な行政取締法規として関係性が強い法規制としては、(i)「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(以下「再生医療法」といいます。)、(ii)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下「薬機法」といいます。) があり、医療広告全般に関する規制として(iii)「医療法」(第6条の5) 及び「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」(以下「医療広告ガイドライン²」といいます。) 等が存在することは承知しておりますが、当機構が着目しているのは、これら行政規制に抵触するか否かを直接的に問題とするものではありません。

次項「3」において述べるとおり、「景品表示法」という広告表示の基本法によって規制されている「不当表示」(客観的事実に反する広告内容により一般消費者の合理的判断を阻害する虞のある広告表示) に該当するか否かを問題にしています(但し、不当表示に該当するか否かの評価の中で、上記行政取締法規との抵触の有無が基礎事情の1つとして勘案されることは有り得ます)。

- (3) 具体的には、本件広告により、(a) 再生医療等の名の下に有効性・安全性について十分な医学的エビデンスが存在しない未確立の治療法や商品が癌その他の重大疾患の治療を求める患者に対して提供されていないか否か、(b) その結果として、重大疾患からの救済を求める患者が、標準治療による通常の治療を受けるか否かについて、合理的判断を下す機会を奪われて、適切な治療を受ける機会を奪っていないか否か、(c) 治療効果について確実な見通しが立たない治療法等について、正確かつ十分な情報が提供されないままに不相当地高額な対価を支払わされていないか否か、(d) その他の医薬品・医療機器等についても、副作用・副反応・不具合等によるリスクについて、それら治療法等が国内承認手続や有効性安全性確認の過程(治験・臨床試験等)を経ていないことについて必要・十分な情報を提供されないまま誘引されていないか否か等について懸念しているということです。

3 景表法上の不当表示(優良誤認表示)規制(評価基準)について

- (1) 適格消費者団体である当機構に認められた法的権限としては、幾つかの消費者関連法令に基づく差止請求権が存在しますが、その中の1つとして、「不当景品類及び不当表示防止法」(以下「景表法」といいます。) 5条1号に基づく、いわゆる「優良誤認表示」に関する適格消費者団体の差止請求権があります。

本書面は、貴院による一連の本件広告が、上記景表法上の優良誤認表示

² 医療広告ガイドラインについて <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001155411.pdf> 参照。

に該当して当機構が一般消費者の被害防止のために差止請求権を行使しなければならない事案か否か、について適切な判断を下すための事実確認という位置付けになり、そのための質問と御理解ください。

- (2) 景表法³は、一般消費者との間のあらゆる分野の商品・役務等の取引を対象とする広告・表示の基本法と位置付けられており、無論、医療行為等もその例外ではありません。医療法及び医療広告ガイドラインに直接的に抵触するか否かとはまた別に、医療機関による広告が、消費者に対して、一般社会通念に照らし客観的事実に反すると認められる診療情報を提供して誘引し、その合理的判断を阻害する懸念があると認められる場合には、その表示は優良誤認表示に該当し、当機構は消費者全体の利益を代表して、直接に、または訴訟手続を通じて、当該広告の差止を求める権限を有することとなります。
- (3) 景表法上の優良誤認表示とは、同法5条1号の規定するとおり、商品・役務等の品質・規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると消費者を誤認させ、その合理的選択を阻害するような表示を指します。
- (4) そして、消費者庁は、優良誤認表示を含む不当表示全般の該当性に係る判断基準に関し、「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」⁴（いわゆる打消し表示ガイドライン）を策定し、「一般消費者に対して、商品・サービスの内容や取引条件について訴求する表示」を「強調表示」と定義し、そのように消費者に対して優良・有利と受け取られる側面のみを強調表示すると共に（その部分に限っては虚偽・誇大ではなくとも）、商品・役務の内容の不良な点（劣る点やリスク等）、取引条件の不利な面の表示については、表示しないか、または目立たなくするような表示方法を探っている場合は、これを「打消し表示の不足」として、当該表示全体を景表法上の不当表示に該当すると評価する可能性があることを指摘しています。
- (5) この点を医療広告について当てはめると、医療機関が広告上、一定の治療法や医薬品・医療機器等の有効性に関し客観的な医学的エビデンスに依拠しない虚偽・誇大な説明を行い、あるいは虚偽・誇大でなくとも、治療効果のみを強調する一方で、治療・投薬等に伴う有害事象（副作用・副反応・不具合等の健康被害）のリスク、更には当該治療法等が、関連法令に基づく正規の承認手続や有効性安全性確認の過程（治験・臨床試験等）を経ていないこと（つまり有効性・安全性の確認が取れていないこと）等について説明を行わず、あるいは説明不十分な場合には、これも打消し表示の不足として、当該医療広告が全体として景表法上の優良誤認表示と評価され、当機構による差止請求の対象となり得ます。

何故なら、例えば、①治療・薬剤の有効性に関する十分な客観的・医学

³ 景表法による不当表示規制の詳細については、消費者庁サイト
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/ 参照。

⁴ 打消し表示規制に関しては、消費者庁サイト
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_180607_0004.pdf 参照。

的エビデンスが存在しない、逆に②一定確率で有害事情の報告が存在する、③国内における承認、治験、臨床試験等の過程を経ていない等の治療法等に関するマイナス情報も含め適切かつ十分な情報が提供されていない場合には、治療法等の選択における消費者（患者）の合理的判断の機会が失われる危険があるからです。

- (6) 以上の次第ですので、かかる質問の意味を御理解の上で、以下に挙げる一連の本件広告の内容に関し、真摯かつ誠実な御回答をお願いします。

当機構としては、貴院からの御回答とその根拠となる医学的エビデンスの御提示を頂戴した上で、それらを踏まえて関連分野の専門医等に相談し、それら治療法・商品の有効性・安全性・選択の合理性等が確認された場合には当機構の取り組みはそこで終わることになりますし、他方、貴院の御回答を踏まえても、これらが確認できないと判断される場合には、貴院による本件広告は優良誤認表示に該当するという評価になり、差止請求権（訴訟を含む。）の行使へと進むことになります。

第2 質問項目

1. 貴院サイト上の「治療案内」リストにおける「再生医療」の範囲について
 - (1) 貴院サイトのトップ画面では、「第二種再生医療等提供計画番号を取得しています。」とし「再生医療専門とする医師・歯科医のチーム医療における再生医療施設」とし、貴院の治療技術の優良性について表示しています。この点、確かに貴院が再生医療法上の上記番号を取得されている事実は、厚労省設営のサイト「e-再生医療⁵」上で確認されました。

しかし、貴院サイト上の表示内容において、各種治療法のうち、いずれの治療法が上記「計画番号」の対象に含まれるのか、必ずしも分明でないため、その範囲について御教示下さい。
 - (2) 具体的には、貴院サイト上の診療案内のリストとして、「再生医療・免疫療法」というコーナーが有り、その中には、①「マクロファージ活性化療法」、②「テロメア注射・点滴」、③「NMN500ミリ注射（アンチエイジング）」、④「NAD注射」、⑤「自己血サイトカイン療法」、⑥「幹細胞上清（脂肪由来、歯髄）1vial」、⑦「骨髄幹細胞上清」、⑧「臍帯幹細胞注射」、⑨「脂肪幹細胞注射」、⑩「歯肉幹細胞注射」、⑪「自己脂肪由来幹細胞治療」、⑫「自己線維芽細胞治療」、⑬「エクソソーム点滴（臍帯血由来幹細胞上清液）」という他種多様な治療法が表示されています。

これら治療法の中で、どこまでが上記計画番号の対象となる再生医療法上の「再生医療」であり、どこからがそれ以外の「免疫療法」なのでしょうか。
 - (3) 上記質問の趣旨は、再生医療法上の規制対象となる「再生医療」の定義としては、(i)「人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成」あるいは「人の疾病的治療又は予防」を目的としていること（要件1）、(ii)「細胞加工物を用いるもの」（要件2）とされていることからして、基本的に

⁵ 厚労省・「e-再生医療」上の「第二種 再生医療等提供計画（治療）」は、下記を参照しました。
https://saiseiiryo.mhlw.go.jp/published_plan/index/2

幹細胞等またはその加工物を用いた治療でなければ、再生医療法の規制対象となる「再生医療」に該当しないと考えられるところ、上記一連の貴院治療法の中には、明らかに幹細胞またはその加工物を用いるものとは捉えられない治療法が少なくないことから確認のためにお尋ねする次第です。

- (4) また、上記厚労省サイト上にて確認したところ、貴院が届出により番号を取得されているのは、(a)「自己線維芽細胞を用いた口唇・口唇周辺の再生治療」、(b)「自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた皮膚再生治療」、(c)「自己線維芽細胞を用いた皮膚再生治療」、(d)「自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた口唇・口唇周辺の再生治療」、(e)「自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた歯槽骨・歯周組織再生治療」、(f)「自己歯周組織由来線維芽細胞を用いた歯周組織の再生治療」の合計6項目ということになるかと思いますが、上記一連の治療法のうち、いずれがどの計画番号に該当するのかについても特定して明らかにされてください。
- (5) また、貴院における再生医療届出は第二種なので、「自家細胞」（患者自身の細胞を用いるもの）と、「他家細胞」（当該患者以外の第三者の細胞を用いるもの）の区別のうち、いずれの治療法も「自家細胞」によるもののみであり、「他家（同種）細胞」を用いた再生医療については、現時点においては貴院の届出は行われておらず、従って実施されていないと理解していますが、そのような理解で正しいでしょうか。

2. 「マクロファージ活性化療法」（マクロファージ活性化注射）について

【対象表示内容】：上記治療法に関し、当機構が疑問を感じ、検討対象としているのは、貴院サイト上の下記表示内容です。

- (a) 「末期癌治療から美容に至るまで高い効果が期待できます。」
- (b) 「我々は、単に免疫力を高めるだけの一般的な『免疫療法』だけではなく、免疫過剰による『アレルギー性疾患』自らの身体を免疫細胞が攻撃してしまう「自己免疫疾患」などの難病の治療にマクロファージを活性化し、免疫の強化およびコントロールする『マクロファージ活性化療法』を行っています。」
- (c) 「マクロファージ活性化物質は iRF (Immune Regulating Factor) としてアトピー性皮膚炎や傷や熱傷にも高い治療効果が期待できます。」
- (d) 「iRF のひとつである LPS (Lipopolysaccharide) は、傷を治したり、炎症を抑制し肌免疫細胞を活性化させ、肌のクリアランスを高めターンオーバーを促進させ、いち早く新たな皮膚へと生まれ変わらせ、いつも張りと艶のある若々しい肌を保ちます。その為、アトピー性皮膚炎や傷や熱傷にも高い治療効果が期待できます。」
- (e) 「【対応症例】難病を改善
◎感染症予防 ◎アトピー改善 ◎糖尿病予防 ◎骨粗鬆症予防
◎各種がん全般 ◎不妊・婦人科系疾患 ◎美肌効果 ◎花粉症・アレルギー抑制 ◎アルツハイマー予防 ◎早期がん ◎進行がん
◎原因不明の不妊・精子や卵子の活性化」

【質問項目】

- (1) 貴院における「マクロファージ活性化療法」(マクロファージ活性化注射)の具体的な内容について、その医学的機序も含めて、素人が理解できるような用語・表現により、可能な限りにおいて御教示下さい。特に確認したいのは、以下のような諸点です。
- (2) 例えば、一般論レベルとしては、貴院サイト上、マクロファージ活性化を誘導する物質は「LPS」(リポポリサッカライド)と紹介されておりますが、これはグラム陰性細菌の細胞壁に含まれている「リポ多糖」という菌体成分であり、これがマクロファージの「TLR4」というレセプターに結合することによってマクロファージが活性化されるという理解で良いでしょうか。具体的な施術の内容としては、このLPSを体外から注射・点滴等によって患者の体内に導入するというような理解で正しいですか。
- (3) また、この治療法で利用されるLPSが抽出されたグラム陰性細菌の種類は何でしょうか。
- (4) マクロファージにも様々な種類(あるいは状態。M1・M2その他)があり、また血中に存在するマクロファージ(単球)と、皮膚あるいは身体臓器中に存在する細胞性免疫の主体であるマクロファージがあると思いますが、貴院によるマクロファージ活性化療法の対象とされるのは、患者のどの身体部位に存在するどのような種類(あるいは性状)のマクロファージを対象としているのでしょうか。
- (5) マクロファージの機能としては、有害物質・廃物を除去する貪食(スカベンジャー)機能と、獲得免疫系の免疫細胞(T細胞・キラーT細胞・B細胞等)に対する抗原提示機能があると思いますが、「活性化」されるというのは、いずれの機能でしょうか。
- (6) マクロファージは、自然免疫系を構成する細胞の1つであるとしても、単純に活性化されれば良いというものではなく、例えばマクロファージが活性化されたために、自己免疫疾患(血球貪食症候群等)、敗血症、サイトカインストームによる発熱や高フェリチン血症、他の炎症性疾患、更に癌の発症と増悪に活性化されたサイトカインが寄与している等の報告があるようですが、貴院によるマクロファージ活性化療法が施行された場合に、これらのような何らかの有害事象が発生するリスクは存在しないのでしょうか。
- (7) 貴院サイト上広告に拠れば、貴院によるマクロファージ活性化療法は、「感染症予防」、「アトピー改善」、「糖尿病予防」、「骨粗鬆症予防」、「各種がん全般」、「不妊・婦人科系疾患」、「美肌効果」、「花粉症・アレルギー抑制」、「アルツハイマー予防」、「早期がん」、「進行がん」、「原因不明の不妊・精子や卵子の活性化」に対して治療効果が期待できるとされていますが、その根拠となる客観的・医学的エビデンス(成書・ガイドライン・総説的文献・原著論文・症例報告)について、具体的に御提示ください。
なお、当機構としては、マクロファージ活性化に関する仮説を論じた基礎研究、in vitro(試験管内)またはin vivo(動物実験等)の研究報告

等のレベルでは、この問題に関する有効な医学的エビデンスに該当しないと考えています。

- (8) 貴院によるマクロファージ活性化療法で用いられる注射薬は、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」（以下「PMDA」といいます。）による国内医薬品としての承認を得ているでしょうか。承認を得ているとすれば、「分野」、「販売名」、「成分名」、「販売会社名」等（薬剤添付文書の写しの交付でも結構です。）、他方、国内承認手続を経ていない場合にはその旨を御教示ください。

3. 「マクロファージ活性化化粧品・クリーム・サプリメント」について

【対象表示内容】

- a) 「癌治療から美容に至るまで高い効果をもたらすマクロファージ活性化物質を皮膚に塗布できるよう、化粧水、クリームにした iRF 化粧品と、美肌効果のある iRF のサプリメントをご紹介します。」
- b) 「マクロファージ活性化物質は、iRF (Immune Regulating Factor) として癌治療から美容に至るまで高い効果をもたらします。この iRF のひとつである LPS (Lipopolysaccharide) を皮膚に塗布できるよう、化粧水、クリームにしたもののが iRF 化粧品です。アトピー性皮膚炎やアレルギー性疾患の治療にも用いられており、iRF 化粧品は肌免疫細胞を活性化させます。また、私たちの身体に日々増殖するがん細胞を減らしたり、美肌効果のある iRF のサプリメントもございます。」
- c) 「iRF サプリメントはこんな方のおすすめ！更年期症状（男性、女性）、ホットフラッシュ・倦怠感、慢性疲労症候群、味覚障害、ウイルス対策・予防、新型コロナウイルス後遺症」

【質問項目】

- (1) 上記広告内容に照らすと、「マクロファージ活性化化粧品・クリーム・サプリメント」の配合成分は、上記マクロファージ活性化療法の注射液と同じく LPS であると理解してよろしいでしょうか。
- (2) 上記広告に記載されている効果・効能の根拠についても、マクロファージ活性化療法の場合と、ほぼ同様の医学的機序に基づく作用と理解してよろしいでしょうか。
- (3) その場合、LPS の経口摂取、塗布等による摂取と、体外からの注射による導入とでは、作用機序が全く異なると考えられますが、同様の効果が期待できるのでしょうか。
- (4) マクロファージ活性化化粧品・クリームについては、身体表面からの経皮摂取を想定しているということだと考えられますが、経皮吸収に関しては、基本的な科学的知見としていわゆる「500 ダルトンルール」が広く知られており、基本的に外皮のバリア機能に大きな破綻が無ければ、分子量 500 ダルトンを超える大きさの分子は皮膚表面の角質・真皮のバリアを越えられないため経皮吸収されないと理屈になると思います。
LPS の分子量はバラツキがありますが、それでも 5000～数万ダルトンの

間に分布しているとされているので、500 ダルトンルールを前提とする
と、基本的に経皮吸収は起こらないと想定されますが、それでも、LPS 化
粧品、クリームは、マクロファージ活性化の効果・効能が期待出来ると考
えられるでしょうか。

- (5) マクロファージ活性化サプリメントについては、消費者庁は、令和 3 年 3
月 9 日付で、「マクロフューチャー株式会社」に対して、「マクロ元気⁶」
及び「マクロ元気乳酸菌 1250 億プラス」と称する類似食品の表示に関
し、LPS に関して貴院とほぼ同様の広告表示を行っていたことに関し、景
表法上の優良誤認表示に該当するとして措置命令という行政処分を行って
いると承知していますが、貴院の LPS 含有サプリメントは、上記マクロ元
気等とは、食品としての内容が異なるのでしょうか。異なるとすれば、如
何なる点が異なるのか御教示ください。
- (6) 上記化粧品は、アトピー性皮膚炎やアレルギー性疾患の治療にも用いられ
ており、肌免疫細胞を活性化させます、との表示について、そのような効
果効能を生じさせると考えられる客観的な合理的根拠資料をお示し下さ
い。
- (7) 上記サプリメントは、更年期症状（男性、女性）、ホットフラッシュ・倦
怠感、慢性疲労症候群、味覚障害、ウイルス対策・予防、新型コロナウイ
ルス後遺症等に効果・効能を期待できると表示されていますが、こちらに
ついても、客観的な合理的根拠資料をお示し下さい。
- (8) 上記化粧品・クリーム・サプリメントは、いずれも医学的効能を謳ってい
るところ、このような表示は薬機法規制（66 条乃至 68 条）上、許容され
ないように考えられますが、かかる点からの違法性は無いとお考えであれ
ば、その根拠をお示し下さい。

薬機法に抵触する違法な製品であれば、通常の患者であれば、敢えて貴
院から違法な製品を購買して使用しようとは考えないと思われますので、
かかる点も優良誤認表示か否かの判断基準となるからです。

4. 「テロメア注射・点滴」について

【対象表示内容】

- a) 「肌が正常化することにより、小じわ、肌荒れ、白髪が減った、浮腫
み、痩せたなど様々な感想を頂いています。」
- b) 「特許取得済みサカイクリニック 62 オリジナルテロメア注射・点滴は細
胞レベルで修復することができます。遅延型食物アレルギー、アトピ
ー、自律神経、更年期、不妊、アルツハイマー、鬱、生理不順など様々
なお悩みの方にもおすすめです。」
- c) 「肌が正常化することにより、小じわ、肌荒れ、白髪が減った、浮腫
み、痩せたなど様々な感想を頂いています。特許取得済みサカイクリニ
ック 62 オリジナルテロメア注射・点滴はマクロファージ活性化注射に加
え、テロメア活性化+ミトコンドリア活性化成分も配合して最強のテロ

⁶ マクロ元気に関する消費者庁の措置命令に関し <https://www.caa.go.jp/notice/entry/023248/> 参照。

メア・マクロファージ活性化注射となりました。ビタミン、アミノ酸、ビタミンK、ビタミンD3などの身体に安全な成分から特許取得のオリジナルの配合によりマクロファージ活性化を強化しています。」

- d) 「アレルギー、アトピー、末期癌、自律神経、更年期障害、認知症、不妊、アルツハイマー、パーキンソン病、自閉症、鬱、生理不順、花粉症、失調症、感染症予防、コロナ後遺症、自己免疫疾患リウマチ、手術後のダウンタイム軽減(美容外科の手術後、インプラントや親知らずの抜歯後の腫れ軽減効果有)など様々なお悩みの方にもおすすめです。」
- e) 「<期待される症状> ガンの回復、糖尿病、パーキンソン病、アルツハイマー病、動脈硬化、コレステロール値改善、自律神経失調症、男女更年期障害、アトピー、肌質改善、生殖器の若返り、ED、不妊(卵子・精子の活性化)、シワの改善、重症筋無力症、脳の機能亢進、記憶力向上、あらゆるウイルス感染症、コロナ後遺症、慢性疲労症候群、味覚障害、シワ・白髪の改善、神経系の痛み、鬱、PTSD、自閉症、見た目の若返り、アレルギー」

【質問項目】

- (1) 貴院における「テロメア注射・点滴」の具体的施術内容について、その医学的機序も含めて、素人が理解できるような用語・表現により、可能な限りにおいて御教示下さい。特に確認したいのは、以下のような諸点です。
- (2) テロメア注射・点滴の内容は、どのような成分でしょうか。上記「c」のうち、「マクロファージ活性化注射」は先にお尋ねしたところであり、その他の「ビタミン」、「アミノ酸」、「ビタミンK」、「ビタミンD3」等は理解できますが、主成分とされている「サカイクリニック 62 オリジナルテロメア注射」と「ミトコンドリア活性化成分」とは具体的にはどのような物質でしょうか。
- (3) 「テロメア」とは、「細胞分裂に伴って短小化する染色体末端」であること、その短小化が細胞分裂を停止させるメカニズムであり、テロメアDNA短小化による細胞分裂回数制限のプログラミングが、細胞寿命と生体の老化の原因であるとするいわゆる「テロメア仮説」については、一般論としては耳にしたことはありますが、貴院の「テロメア注射」とは、このテロメア短小化を防止する、あるいは回復させるという意味でしょうか。仮にそうであるとすると、そのような作用機序があり、老化防止、若返りの効果をもたらす成分とは具体的には何なのでしょうか。

因みに、文献的には、癌治療や老年医学の分野等では、テロメアDNAを延長する「テロメラーゼ」という細胞不死化酵素が知られており、これが、テロメアDNAを再延長するということが言われているようですが、このテロメラーゼを成分として含む注射・点滴という意味ですか。

仮にそうだとすると、そのテロメラーゼは、どのような原材料からどのようにして抽出・精製されたものでしょうか。

- (4) 他方、他の美容医療施設において、貴院と同様に「テロメア延長療法」を提唱している場合、その成分として紹介されているのは、「エクソソーム

ム」と「SGF（乳歯歯髄幹細胞培養上清液）」があるようです。しかし、貴院では「エクソソーム」は別の治療と位置付けられているようなので、SGFの注射の方を「テロメア注射」と呼称しているということがありますか。

- (5) いずれにしても、「テロメア仮説」それ自体が、有力であるにしても未だあくまでも「仮説」に過ぎず、その医学的機序の詳細までが解明された訳でもないことからすると、貴院が上記広告において効果・効能があると説明されている「アレルギー」、「アトピー」、「末期癌」、「自律神経」、「更年期障害」、「認知症」、「不妊（卵子・精子の活性化）」、「アルツハイマー」、「パーキンソン病」、「自閉症」、「鬱」、「生理不順」、「花粉症」、「失調症」、「感染症予防」、「コロナ後遺症」、「自己免疫疾患リウマチ」、「手術後のダントンタイム軽減」、「ガンの回復」、「糖尿病」、「動脈硬化」、「コレステロール値改善」、「肌質改善」、「生殖器の若返り」、「ED」、「シワの改善」、「重症筋無力症」、「脳の機能亢進」、「記憶力向上」、「あらゆるウイルス感染症」、「慢性疲労症候群」、「味覚障害」、「シワ・白髪の改善」、「神経系の痛み」、「PTSD」、「見た目の若返り」等々、ほとんどありとあらゆる万病に薬効がある、あらゆる面で若返りが図れるという広告内容については、客観的・医学的なエビデンスがほとんど存在しないように思われるのですが、優良誤認表示該当性を否定するに足る合理的根拠資料は存在するでしょうか。仮に存在するとすればお示し下さい。

なお、当機構としては、テロメア延長に関する仮説を論じた基礎研究、*in vitro*（試験管内）または*in vivo*（動物実験等）の研究報告等のレベルでは、この問題に関する有効な医学的エビデンスに該当しないと考えています。

- (6) また、テロメアDNAの延長の効果は、良いことばかりではなく、例えば癌発症・増悪のメカニズムとも強く関連していて、テロメア延長は悪性腫瘍の発症リスクも想定されるような報告も存在するようですが、貴院によるテロメア注射・点滴が施行された場合に、これらのような何らかの有害事象が発生するリスクは存在しないのでしょうか。
- (7) 貴院によるテロメア注射・点滴で用いられる注射薬またはその成分は、PMDAによる国内医薬品としての承認を得ているでしょうか。承認を得ているとすれば、「分野」、「販売名」、「成分名」、「販売会社名」等（薬剤添付文書の写しの交付でも結構です。）、他方、国内承認手続を経ていない場合にはその旨を御教示ください。
- (8) あるいは医薬品としての承認は得ていないが、貴院が番号を取得されているいざれかの「第二種再生医療等提供計画」の1つとして行っているということであれば、そのいざれに該当するものか御回答ください。

5. 「腸内フローラ移植」について

【対象表示内容】

「《対応症例》難病を改善 ◎腸内疾患系

- ◎肥満症（瘦身）
- ◎エイジングケア・美肌・健康美促進
- ◎心療内科系疾患（自閉症）
- ◎花粉や PM2.5 によるアレルギー
- ◎便秘
- ◎遅延型食物アレルギー
- ◎皮膚疾患系（アトピー性皮膚炎）
- ◎呼吸器疾患等（喘息など）
- ◎自閉症・鬱」

【質問項目】

- (1) 貴院における「腸内フローラ移植」の具体的施術内容について、その医学的機序も含めて、素人が理解できるような用語・表現により、可能な限りにおいて御教示下さい。特に確認したいのは、以下のような諸点です。
- (2) 「腸内フローラ」(500 種類以上と言われる善玉菌・悪玉菌・日和見菌等の腸内細菌叢) のバランスが、人体の様々な健康面、ガン、動脈硬化、消化管炎症疾患、肥満、糖尿病等の生活習慣病、各種アレルギー疾患、老化現象、精神疾患等の発症機序に深く関わっていることに関しては、多くの医学的エビデンスが存在することから同意出来ますが、現状、保険適用とはされておらず、一部の医療機関において臨床試験レベルの自由診療として実施されているのは、①患者の腸内フローラの構成検査を行い、その結果により食物繊維や乳酸菌等、腸内フローラ構成に足りない栄養分を補充する食生活指導を行うこと、②積極的治療として非常に限定された対象疾患に対して、糞便移植 (FMT) により他者腸内フローラを移植することにより腸内フローラのバランスを正常化させること等であると理解しています。貴院サイト上の説明内容からすると、貴院の実施されている腸内フローラ移植は、後者の FMT でしょうか。
- (3) 貴院の実施されている腸内フローラ移植が、このような糞便移植であるとした場合、その際に用いられる糞便は、加工されて製剤化されたものなのか、それとも特定のドナーから提供された実際の糞便を移植するのでしょうか。
- (4) 米国の「食品医薬品局 (FDA)」は、2022 年 11 月末に初めて糞便微生物叢製品を医薬品「Rebyota」を承認しましたが、対象疾患は「18 歳以上の再発性の CDI」のみと非常に限定されており、その臨床上のプロトコルとしては、有害事象の発生可能性を極力回避するために、ドナーの厳格な感染症除外は必須、その他、ドナーの抗生素内服歴、アレルギー、悪性疾患等の病歴保有者を除外する必要がある等のドナー選択、ドナー便の作成・保存方法等、厳密な臨床プロトコルの策定が必要とされています。

これに対して、我が国においては、糞便移植は未だ一部医療機関における臨床試験段階であり、対象疾患も非常に限定されているはずです。然るに貴院の上記広告では、非常に広汎な疾患・症状を対象としており、かつ施術リスクの説明も全く存在していません。かかる点から、貴院における

「腸内フローラ移植」については、医学的な有効性・リスクの両面において危惧がありますので、貴院の腸内フローラ移植について、その具体的な内容を明らかにされ、その有効性・安全性に関する客観的・医学的エビデンスの提示を求めます。

- (5) 上記の施術の具体的内容とは、①有効性が見込まれる対象疾患の範囲、②対象とする患者の条件、③糞便を提供するドナーの選別条件、④ドナー便の作成・保存方法等について、貴院におかれではどのような診療プロトコルを策定されているでしょうか。その点について明らかにしてください。

6. 「エクソソーム点滴療法」について

【対象表示内容】

- a) 「安心・安全・高品質」
- b) 「一番の特徴は『エクソソーム含有量：1000 億個/ml』の『高濃度』です。
※他の臍帯幹細胞培養上清液の数十倍以上となっております。」
- c) 「圧倒的なエクソソーム保有の唯一無二の幹細胞上清液」、「日本最高品質の幹細胞培養上清液」

【質問項目】

- (1) 貴院におけるエクソソーム点滴療法の具体的内容について、その作用機序も含めて、素人が理解できるような用語・表現において、可能な限りにおいて御教示下さい。特に確認したいのは、以下のような諸点です。
- (2) エクソソーム点滴療法とは、患者に対し、エクソソームを含む幹細胞培養上清液を人体に投与することを内容とする治療法であると理解しております。幹細胞培養上清のもとになる幹細胞としては、脂肪組織由来幹細胞、歯髄由来幹細胞、臍帯血由来幹細胞、骨髄由来幹細胞、臍帯由来幹細胞があるようですが、貴院が扱う幹細胞培養上清液は、人間由来の臍帯由来幹細胞培養上清液のみとの理解で正しいでしょうか。
- (3) 一般論として、幹細胞培養上清液にはエクソソームと同サイズの小胞が混在するため、超遠心や限外濾過の手法では、エクソソームのみを抽出することは困難であり、また精製方法によっては不純物の混入が避けられないなどといわれているようですが、貴院のエクソソーム点滴療法で用いる幹細胞培養上清液は、何らかの精製工程を経たものなのでしょうか。精製工程を経ているという場合には、精製方法について御教示下さい。
- (4) エクソソームの効果を享受するには、エクソソームのみを精製した製剤を用いることが望ましいとの指摘もありますが、貴院が扱う幹細胞培養上清液にはエクソソーム以外の成分が含まれているのでしょうか。貴院が患者に投与する幹細胞培養上清液の成分を明らかにしていただくとともに、裏付けとなる資料を御提出ください。また、幹細胞培養上清液は、由来する細胞や細胞の状態によって、そして培養条件によってもその内包物が変化するため、成分を安定させることができないかとも考えられるところですが、貴院において、上記幹細胞培養上清液の成分をいかなる方法で確認

されているのか御教示下さい。

- (5) 貴院のサイト上、「エクソソーム含有量：1000 億個/ml」との表示がありますが、貴院が治療に用いる幹細胞培養上清液中のエクソソームの含有量はどのような方法で測定されたものか、測定方法、測定結果の裏付けとなる資料も示したうえで、ご教示下さい。
- (6) 貴院のサイト上、間葉系幹細胞（臍帯・歯髄由来など）から分泌されるエクソソームは、血管や皮膚を再生する効果が高く、様々な炎症を抑える効果があり、また、全身に分布している「体性幹細胞」「タンパク質」の増強・活性化し、体の再生を誘導する効果が期待できると表示されています。その根拠となる客観的・医学的エビデンス（成書・ガイドライン・総説的文献・原著論文・症例報告）について、具体的に御提示ください。また、貴院においては、「点滴/直注/点鼻/点眼」の方法で人体に幹細胞培養上清液を投与されていることですが、投与方法により作用機序が異なる場合には、それぞれにつき御提示下さい。

なお、当機構としては、エクソソーム点滴療法の効果・効能についての基礎研究、in vitro（試験管内）または in vivo（動物実験等）の研究報告等のレベルでは、この問題に関する有効な医学的エビデンスに該当しないと考えています。

- (7) 幹細胞培養上清液を使用した治療に関し、患者が死亡したとの報道に接しております。また、幹細胞培養上清液は、原材料の段階から保管に至るまでの過程における感染因子の混入などが懸念されること、特にがん細胞に由来するエクソソームは、がんの悪性化を引き起こすことが知られている等の知見も存在しますが、貴院の幹細胞培養上清液による治療には何らかの有害事象が発生するリスクは存在しないのでしょうか。貴院のサイトには、「安心、安全」の表示もあることから、如何なる医学的エビデンスに基づきそのように断言出来るのかについてお尋ねする次第です。

7. 「マイクロウェーブ温熱器による温熱療法」について

【対象表示内容】

「マイクロフェーブを一回 15 分当てるだけでがんの細胞にマイクロ波が当たり、42.43 度まで温度を上げがんの細胞を死滅していきます。（がんの細胞は 42.43 度で死滅するのでこれを続けることで癌が小さくなる。）」

【質問項目】

- (1) がん治療としての温熱療法とは、悪性腫瘍組織が、正常組織と比較して、
①細胞レベルの比較では、増殖を停止した正常細胞は温度感受性が低下するのに対し、癌細胞は増殖を続けるために温度感受性が低下しないこと、
②組織レベルの比較では、両者の血流量の差、即ち正常組織では血流が多いために熱を分散しやすいが、悪性腫瘍組織では血管が少なく、また拡張しないために血流が少ないと加え、血管自体が温熱に傷害されやすいために温度調節が困難であることから温熱に対し感受性が高いこと、という 2 点の差異から、正常組織には無害な 42.5℃前後という温度でがん細

胞のみがダメージを受けて壊死（ネクローシス・アポトーシス）に誘導されるとの性質を利用との考え方に基づく治療法であると理解しております（ハイパーサーミア）。

貴院のマイクロウェーブ温熱器を使用した治療法は、上記と同様の医学的知見に基づく治療法であるのか否か、もし上記知見に基づく治療ではないとする場合には、その作用機序も含めて、素人が理解できるような用語・表現において、その内容について可能な限りにおいて御教示下さい。特に確認したいのは、以下の点です。

- (2) 貴院のサイト上、マイクロウェーブ温熱器を使用した治療法により「がんの細胞」を死滅させる旨の表示があります。一般的に温熱療法には、ラジオ波を利用する方法、マイクロ波を利用する方法があると理解しておりますが、貴院の温熱療法は、機器の名称からマイクロ波のみを照射する治療法と理解してよいですか。「15分」という照射時間の根拠は何で、その治療法の有効性の根拠となる客観的・医学的エビデンス（成書・ガイドライン・総説的文献・原著論文・症例報告）について、具体的に御提示下さい。
- (3) 特に貴院のサイトにおいては、医学的適応が認められるがんの種類（組織型・悪性度等）、部位（発症した臓器、表層部か深部の違い等）、進行期（原発巣の臓器内かどうか、転移の有無、初発か再発か）等についての表示がありませんが、貴院による治療がすべてのがんに適応するのかについても御教示いただくとともに、その根拠となる資料の提出をお願い致します。
- (4) 貴院の温熱療法では、患者の全身を温めるのでしょうか。それとも、腫瘍があると思われる部位に局所的にマイクロウェーブを当てて加熱することにより焼灼するという意味（マイクロ波凝固焼灼療法=MCT）でしょうか。それとも、症例によって両方あり得るということでしょうか。
- (5) (4)のご回答が後者の治療法（腫瘍があると思われる部位のみを加熱するという治療法）である場合、一般的に癌細胞を均一に、そして確実に42.5℃程度に加温することが困難であるなどといわれていますが、貴院の治療において加温対象であるがん細胞をどのような方法で特定しているのでしょうか。また、確実にがん細胞の部位のみに限局して局所的に42.5℃前後に加温することが可能なのでしょうか。
- (6) 更に、高周波を照射する身体表層から遠い深部組織まで42.5℃程度まで加熱することは短波長であるマイクロ波では困難であるとの知見もあるようですが、がん組織が深部に存在する場合の医学的適応については、どのように考えていますか。
- (7) 一般的に温熱療法は、放射線治療や化学療法などの標準治療（手術・化学療法・放射線療法等）と併用されることが多い治療法（集学的治療の一環）であり、これら標準治療の足りない部分、デメリット等を補うことにより相乗効果を狙う補助的治療法の位置付けであると理解しています（放射線治療との併用効果が高い。化学療法の効果を増強する。加温回数に制限がないため残存がん・再発がんにも適用可能である等）。因みに1975年

頃から一貫して温熱療法の普及・発展・標準化を目指して活動してきた日本ハイパーサーミア学会においても、がん治療の基本は標準治療（放射線治療・化学療法・手術等）であるとし、これら治療法との併用を推奨⁷しています。

この点、貴院のマイクロウェーブ温熱器による治療は、他の標準治療と併用することが前提とされているのでしょうか。それとも、併用が想定されているのは、貴院におけるマクロファージ活性化療法、テロメア注射等の独自の治療法との併用のみが想定されているのでしょうか。

- (8) 貴院が治療に使用している温熱器は PMDA による医療器機としての承認を得ているでしょうか。承認を得ているとすれば、「承認番号」、「販売名」、「使用目的又は効果」、「販売会社名」等（医療器機添付文書の写しの交付でも結構です。）、他方、国内承認手続を経ていない場合にはその旨を御教示下さい。
- (9) 温熱療法は、上記のとおり正常細胞にダメージを与えないことから、副作用は低頻度、軽微であるとはいわれているものの、加温による熱感、軽微な熱傷・水疱、脂肪硬結、皮膚や筋肉の疼痛、皮膚潰瘍、発汗に伴う熱中症・脱水症状等の発症が報告されているようです。貴院におけるマイクロウェーブ温熱器による治療が施行された場合に、何らかの有害事象が発生するリスクは存在しないのでしょうか。

8. 「高濃度水素吸入療法」について

【対象表示内容】

「<期待される症状>
脳の血流アップ、認知症の予防、肥満、コレステロール値改善、脳梗塞後遺症、痛みの緩和、肺炎など肺機能亢進、便秘、悪玉コレステロール減少、肌の透明感、ニキビ、慢性疲労症候群、目の疲れ、若返り、ガン、コロナ予防、コロナ後遺症活性酸素除去」

【質問項目】

- (1) 貴院による高濃度水素吸入療法の具体的な内容について、その作用機序も含めて、素人が理解できるような用語・表現において、可能な限りにおいて御教示下さい。特に確認したいのは、以下のような諸点です。
- (2) 貴院による高濃度水素吸入療法について、具体的な治療の方法（投与経路、投与物の内容、投与量等）について御教示ください。特に、貴院サイト上、貴院による高濃度水素吸入療法で用いられるガスは「ブランガス」という水素 66%、酸素 33% の混合ガスである旨表示されていますが、ガス吸入の方法で人体に水素を投与する場合には、燃焼への危険を考慮して 4%までの濃度の水素ガスを用いることが原則である旨記載された文献も複数存在します。貴院の治療において、患者に投与するガスの成分を明らかにして下さい。

⁷ https://idsc-gunma.jp/congress/jstm/wp-content/uploads/2021/06/brochure_201812-1.pdf 参照。

(3) 貴院サイト上広告によれば、貴院による高濃度水素吸入療法は、「脳血流アップ」、「認知症の予防」、「肥満」、「コレステロール値改善」、「脳梗塞後遺症」、「痛みの緩和」、「肺炎など肺機能亢進」、「便秘」、「悪玉コレステロール減少」、「肌の透明感」、「ニキビ」、「慢性疲労症候群」、「目の疲れ」、「若返り」、「ガン」、「コロナ予防」、「コロナ後遺症活性酸素除去」に対して治療効果が期待できるとされています。分子状水素には、生体に対して強力な酸化ストレスを有するいわゆる「悪玉」活性酸素種であるヒドロキシラジカル（·OH）とペルオキシナイトライト（ONO₂）を選択的に消去するとの効果に加えて、ミトコンドリアにおける活性酸素種の蓄積を起こし、弱い参加ストレスを惹起してNrf2系の抗炎化作用をもたらす効果があるなどの報告がなされているようですが、貴院による高濃度水素吸入療法が上記病態効果を発現する機序について御教示いただくとともに、その根拠となる客観的・医学的エビデンス（成書・ガイドライン・総説的文献・原著論文・症例報告）について、具体的に御提示下さい。

なお、当機構としては、高濃度水素吸入療法に関する仮説を論じた基礎研究、in vitro（試験管内）または in vivo（動物実験等）の研究報告等のレベルでは、この問題に関する有効な医学的エビデンスに該当しないと考えています。

(4) 貴院による高濃度水素吸入治療において用いられる医療機器は、PMDAによる医療器機としての承認を得ているでしょうか。承認を得ているとすれば、「承認番号」、「販売名」、「使用目的又は効果」、「販売会社名」等（医療器機添付文書の写しの交付でも結構です。）、他方、国内承認手続を経ていない場合にはその旨と当該機器の製造元・型番等を御教示下さい。

9. 「自己血サイトカインリッチ血清療法（炎症免疫療法）」について

【対象表示内容】

- a) 「自身の血液で添加物を使用していない為、安全性の高い治療になります。」
- b) 「従来のPRPの15倍以上のサイトカインの濃度で、身体の様々な炎症を抑え、健康増進し体調が良くなり、アレルギーや免疫機能が改善されます。」
- c) 「こんな方にオススメ！！ 目元の小じわ・凹み・たるみ 口元やおでこの小じわ、肌の若返り効果 肌のキメを整えてツヤ肌にしたい！体内のエイジングケア 健康維持や健康促進」
- d) 「副作用はゼロ、歯肉の若返りというとても素晴らしい治療」

【質問項目】

- (1) 貴院による自己血サイトカインリッチ血清療法について、その作用機序も含めて、素人が理解できるような用語・表現において、可能な限りにおいて御教示下さい。特に確認したいのは、以下のようないくつかの諸点です。
- (2) 一般論として、「サイトカイン」は細胞から分泌される蛋白質で、細胞と細胞の間で情報伝達する役割を担っている生理活性物質の総称であり、種

類は多岐にわたると理解しております。貴院による自己血サイトカインリッチ血清療法において患者に投与されるサイトカインは、貴院のサイト上、「白血球・血小板が内包する（由来の）成長因子と炎症誘発性サイトカイン（IL-1）の活性を抑える物質を高濃度に増加させて抽出した血清（サイトカイン）」と記載があることから、抗炎症性サイトカインであると考えられますが、そのサイトカインの種類とその機能・効果について、御教示下さい。また、患者に投与されるサイトカインに含まれる成長因子の種類とその機能・効能についても御教示ください。

- (3) 貴院のサイトには、自己血サイトカインリッチ血清療法が施行された場合のリスク、副作用の記載がありません。自己血サイトカインリッチ血清療法を受けた患者に何らかの有害事象が発生するリスクは存在しないのでしょうか。
- (4) 貴院による自己血サイトカインリッチ血清療法において、患者に投与する血清は、患者から血液を採取した後、どのような工程を経てサイトカインを抽出して高濃度に濃縮させて精製されるのかについて御教示下さい。
- (5) (4) の回答で何らかの医療機器が用いられている場合、当該機器は PMDA による医療器機としての承認を得ているでしょうか。承認を得ているとすれば、「承認番号」、「販売名」、「使用目的又は効果」、「販売会社名」等（医療器機添付文書の写しの交付でも結構です。）、他方、国内承認手続を経ていない場合にはその旨と当該機器の製造元・型番等を御教示下さい。

以 上

【添付資料】

※ 本件に関するご回答及びお問合せは下記へお願ひいたします。
お問合せは e-mail もしくは郵送でお願いします。

消費者機構日本	専務理事	板 谷 伸 彦
	事務局	森 口 直 樹
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15	主婦会館プラザエフ 6 階	
	T E L 03-5212-3066	F A X 03-5216-6077
e-mail	itadani@coj.gr.jp	moriguchi@coj.gr.jp